

令和4年度の国民年金保険料について

保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。現金による支払い方法のほか、口座振替やクレジットカードでの納付もできます（事前の申込みが必要です）。

退職された方や学生の方、所得が少ない等の理由により保険料の納付が困難な方は、免除や猶予の制度がありますので、川越年金事務所もしくは町民課国保年金担当へご相談ください。
※令和4年度の国民年金保険料免除申請は、7月から受付を開始します。

☎川越年金事務所 ☎242-2657
☎町民課 国保年金担当 ☎内線123

計量器（はかり）の定期検査のお知らせ

取引や証明に使用する『はかり』は、計量法の規定により定期検査（2年に1回）を受けなければなりません。

機械式（アナログ式）はかりのうち、ひょう量が250kg以下のはかりは、次の日程で埼玉県計量検定所による定期検査（集合検査）を行いますので、「計量器」、「手数料」を当日持参のうえ、検査を受けてください。

また、電気式はかり及びひょう量が250kgを超える機械式はかりは、別に巡回検査を行いますので集合検査の受検は必要ありません。

なお、検査対象となる計量器を使用されている方には、電話や郵便等で問い合わせを行う場合がありますのでご協力をお願いします。

期日	会場	時間
5月26日(木)	中央公民館駐車場	①午前10時～正午
5月27日(金)	うめその梅の駅駐車場	②午後1時～3時

※手数料は、はかりの種類やひょう量等により異なります。前回検査を受けられた方には必要書類を通知します。

※今回、新たに検査を受ける方については、☎までご連絡ください。

☎産業観光課 観光商工担当
☎内線147
☎埼玉県計量検定所 検査検定担当
☎048-652-2171

防災行政無線を用いた情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生に備え、用法伝達訓練試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた試験と同様の試験が全国的に実施されます。

日時 5月18日(水) 午前11時頃
内容 町内43カ所に設置している防災行政無線の放送塔から次の内容を一斉放送します。

放送内容 ①「(ピンポンポン)これはJアラートのテストです。」×3回繰り返し
②「こちらは防災越生です。これで放送を終わります。(ピンポンポン)」

☎総務課 地域支援・防災安全担当
☎内線217

浄水場見学（水道週間）のお知らせ

毎年6月1日から6月7日までの1週間は、皆さんに水道について理解と関心を高めていただくことを目的に、全国で「水道週間」が実施されます。

町では、この機会を通じて身近な水道を知っていただくために、浄水場の見学を次のとおり実施しますので、ぜひご参加ください。

実施日時 6月1日(水)～6月7日(火)
(土・日曜日実施します)

午前9時～午前11時
午後1時30分～午後4時

実施場所 越生町大字大満629番地 大満浄水場

内容 浄水場施設の見学（所要時間：1時間程度）

申込み ご来場される場合は、出来る限り事前に水道課へ電話連絡をお願いいたします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、緊急工事等により、見学を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎水道課 庶務担当
☎292-3002

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために身体障がい者等に対する軽自動車の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

- ①身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること
- ②身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がい者のために運転していること（世帯全員が身体障がい者等の場合は、常時介護する方が運転していること）
- ③障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

※車体が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

申請方法 軽自動車税納税通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月24日（火）までに税務課窓口で申込み
※申請は毎年行う必要があります。

持ち物 ○納税通知書
○減免を受ける軽自動車を運転する人の免許証
○障害者手帳等

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

1. 身体障がい・戦傷病

障がい区分	減免の級別（障がいの程度）	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付がない場合）
視覚	1級～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚	2級、3級	
平衡機能	3級	特別項症～第2項症（こゝ頭が摘出された場合に限り）
音声機能または言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限り）	
上肢	1級、2級	特別項症～第3項症
下肢	1級～6級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症
体幹	1級～3級、5級	特別項症～第3項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢 1級、2級 移動 1級～6級	
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級、3級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	特別項症～第3項症
肝臓機能	1級～3級	

2. 知的障がい・精神障がい

知的障がい	療育手帳④・A
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限り）

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

☎税務課 課税担当
☎内線134・135